

諮問番号：行政不服審査諮問第4号

答申番号：川情審査行服答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が平成28年9月14日付けで審査請求人〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った預金差押処分（以下「本件処分」という。）について審査請求人が同年11月12日付けで提起した審査請求（平成28年（審）第5号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第2 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

（1）請求人の請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

（2）請求人の請求の理由

ア 本件処分は、差押えの手順が不当である。請求人が認識していない状況下での突然の差押えは承服できない。

イ 本税の完納が順序であり、不当な高金利の延滞金には納得できない（市場金利と比較すべきである。）。

ウ 請求人には重大な事情があるために税納付ができないことを無視した上での差押えの実行は、どう考えても納得いかない。

エ 請求人の税の滞納は、事業の不振による収入の減少、自己所有の不動産の競売による処分とその後の債務の対応、実兄の脳出血による入院・手術等の費用の肩代わり等の出費等の理由からの滞納である。それらの対策（対応）として必要な費用であるので、本税を除く金額について返還を求める。

2 処分庁の弁明の趣旨及び弁明の理由

（1）弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

（2）弁明の理由

ア 本件処分は、請求人が納付すべき地方団体の徴収金が督促状を発した日から

起算して10日を経過した日までに完納されないことから、地方税法第331条第1項及び第373条第1項の規定により行ったものである。

イ 請求人は、差押えの手順が逆である（本税が先である）と主張し、また、不当な高金利の延滞金には納得できないと主張するが、延滞金は地方団体の徴収金に含まれ、その金額は川口市税条例第19条及び附則第4条の2第1項が定める割合によって計算している。よって、本件処分は地方税法の規定に基づき行った正当な職務執行である。

ウ 請求人は、本件処分は請求人の重大な事情を無視した上で実行したものであり納得がいかない旨主張するが、本件処分は地方税法や国税徴収法の規定に反しておらず、請求人の主張は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきものとする。

2 審理員意見書の理由

- (1) 本件処分は、本件滞納を徴収するため以上の差押えではなく、回収見込みのない差押えでもない。
- (2) 本件処分は、預金債権に対するものであるから、国税徴収法第75条から第78条までに規定される差押処分の禁止規定に直接該当するものではない。
- (3) 本件は、滞納処分を停止すべき場合に該当しない。
- (4) 本件処分は、納税者の生計の維持等のために法が認めた滞納処分の制限等に関する規定のいずれにも該当しない。
- (5) 差押処分を行うに当たり、本税の完納を行ったうえで話し合いを必要とする旨の規定は法令上存在しない。
- (6) 本件処分の対象となった預金債権の口座に入金されているのは毎月の定期的な給与のみであることから、仮に、本件預金債権を給与債権とみなして検討しても、差押禁止額をはるかに上回る預金が他に認められることから、本件処分には特段の違法性は認められない。
- (7) 請求人の主張する経済的事情等については、本件処分の対象となった預金口座には200万円を超える預金が認められるほか、他にも100万円を超える預金

口座が確認でき、また、少なくとも5月から7月にかけては給与として毎月40万円を超える収入があったこと等が認められる。また、処分庁が差押処分を行うに当たり被処分者の経済的事情を調査する義務は、差押禁止財産、滞納処分の停止等に関するもののほかは関係法令上存在しないことからすれば、請求人の主張するような経済的事情を酌むことなく本件処分を行ったとしても、特段違法又は不当な点は認められない。

(8) 請求人は、本件処分については本税部分と延滞金部分とを分け、延滞金部分については、分納等で相談させてほしい旨主張するが、処分庁には納期限までに完納されていない税債権（本税及び延滞金）は一刻も早く保全すべき責務があり、当該税債権（本税及び延滞金）を一括して保全した処分庁には違法または不当な点はない。本税を除く延滞金について返還を求める請求人の主張には理由がない。

(9) 税の延滞金の納付及び計算は、川口市税条例の規定に基づいてなされるべきところ、処分庁の算定した延滞金の額に誤りは認められず、その算定に特段の違法な点は見当たらない。

(10) 他に本件処分に違法または不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年月日	経過
平成29年 4月20日	諮問書の受理
平成29年 5月30日	処分庁から聴取、審議
平成29年 7月12日	審議
平成29年 9月22日	審議
平成29年11月21日	審議
平成30年 1月25日	審議
平成30年 2月23日	審議

第5 審査会の判断

- 1 本件審査請求は、処分庁が請求人に対して行った預金差押処分の取消しを求める不服申立てである。

- 2 請求人は、延滞金より本税を先に差し押さえるべきであり、本税を除く金額（延滞金）の返還を求める旨主張し、また、本件処分は、請求人の重大な事情を無視して行われたものであり納得できない旨主張する。
- 3 国税徴収法第129条第6項は、国税に配当された金銭を国税及びその延滞税又は利子税に充てるべきときは、まずその国税に充てなければならないと規定している。したがって、処分庁が本件滞納処分によって差し押さえた預金債権について第三債務者から支払いを受けたときは、まず本税に充当すべきことになるが、当該預金債権の額は本税及び延滞金の合計額をはるかに上回る額であるので、処分庁は本税だけでなく延滞金についても充当することができる。請求人は、延滞金に充当された金額の返還を求めるが、処分庁には当該金額を返還すべき法律上の義務はなく、請求人の当該請求は認められない。
- 4 本件処分によって差し押さえた債権は預金債権であり、国税徴収法第76条第1項の規定する給与その他の差押禁止債権には該当しない。したがって、本件処分が適法か否かを検討するに当たっては、審理員意見書のように本件預金債権を給与債権とみなして国税徴収法第76条第1項の規定に抵触しないかどうかを検討する必要はないと考えられるが、本件処分の対象となった預金債権の口座に入金されているのは毎月の定期的な給与のみであるとの事情があることから、滞納者の生計維持の必要性の観点から、このような預金を差し押さえる処分は不当な処分に該当しないかが問題となる余地もあると考えられる。

しかし、本件処分によって差し押さえた預金債権は、国税徴収法第76条第1項の規定する差押禁止額をはるかに超える金額の預金債権であるから、これを差し押さえたとしても、滞納者の生計の維持を危うくするおそれはない。したがって、滞納者の生計維持の必要性の観点からみても、本件処分は不当な処分には当たらない。
- 5 また、請求人が主張する経済的事情等は、請求人にとって税の納付が困難であるという事情であるが、請求人が主張する事情等が事実であったとしても、それらは法律上課税ができなくなる事情ではなく、また、課税が不当となるような事情でもない。
- 6 よって、本件処分は違法でもなく不当でもないから、本件審査請求には理由がない。

- 7 審理員意見書の結論も同旨であり、妥当である。
また、審理員による審理手続は、適正に行われたものと認められる。
- 8 以上によれば、本件審査請求は審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

平成30年2月23日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊